

## ＼ 申請・手続期限にご注意ください ／

# 各種給付金の申請・手続をお忘れなく

### 新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯に向けた給付金

基準日(令和3年12月10日)時点で市に住民登録があり、以下の給付金の要件を満たす世帯について1世帯あたり10万円を給付しています。給付金の受け取りには以下の手続きが必要です(家計急変世帯の申請方法は異なります)。

☎ 712-8390 臨時特別給付金コールセンター

#### いちかわ生活よりそい臨時特別給付金(市独自の給付金)

人 令和2年の世帯構成員全ての合計所得金額が200万円以下の住民税課税世帯  
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の給付金)と重複受給は不可)

申 対象の可能性のある世帯には市から確認書を発送しています。確認書に記載されている金融機関の口座などの情報を確認のうえ、記載されている期限までに返送してください。

手続期限 市が発送した確認書に記載されている発行日から3カ月以内

#### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の給付金)

##### 住民税非課税世帯

人 世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

申 対象の可能性のある世帯には市から確認書を発送しています。確認書に記載されている金融機関の口座などの情報を確認のうえ、記載されている期限までに返送してください。

手続期限 市が発送した確認書に記載されている発行日から3カ月以内

##### 家計急変世帯

人 住民税課税世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。  
(住民税非課税世帯の給付区分との重複受給は不可)

申 申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要です。申請方法は市公式Webサイトで確認または、お問い合わせください。

申請期限 9月30日(金)

### 子育て世帯への臨時特別給付金

令和3年10月1日～令和4年4月1日に出生した新生児の保護者もしくは、離婚などにより、実際に児童を養育しているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取ることができなかった方に児童1人あたり10万円を支給します。申し込み方法など、制度の詳細は市公式Webサイトを確認または、お問い合わせください。

申請期限 4月28日(木)(消印有効)

☎ 712-8723 こども福祉課

## 公共施設の開館時間などの利用制限が一部緩和されました

まん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されました。それに伴い開館時間などの利用制限を一部緩和しました。引き続き、利用にあたっては、マスクの着用や密にならないよう配慮するなど感染対策の徹底にご協力ください。詳しくは市公式Webサイトで確認もしくは、各施設にお問い合わせください。